

困っていること心配ごとがあれば「相談を！」
毎月5・15・25日は「心配ごと相談日」です
場所 ハートピアみやた 時間 午前9時～正午
問い合わせ先 町社会福祉協議会(32)31100

令和6年度

自転車用ヘルメット購入費補助金について

自転車利用にはヘルメットが重要！
●自転車事故で亡くなったかたの多くが頭部を損傷しています。
●道路交通法により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
●すべての世代でヘルメットの着用が重要です。

補助金の概要

4月1日以降に購入した自転車用ヘルメットの購入額の2分の1を補助します。
補助上限額4,000円
ヘルメットの安全基準(SGマーク等)が確認できるもの・領収書を添付して補助金申請書兼請求書を総務課庶務係に提出してください。
申請様式は町ホームページに掲載しています。
また総務課庶務係の窓口で配布しています。
申請できる方
御代田町にお住まいで、町

そば生産者対象の補助事業を「活用ください」

町では、農業振興施策の一環として、耕作放棄地の解消を図るため、そば生産者を支援します。
●**そば種子無料頒布事業**
町内の農地でそばを生産する方を対象に、種子を無償で頒布します。
対象者 町内生産者
※令和3年度以降に無料頒布を受けたかたは、対象になりません。無料頒布後3年間は、自己収穫種子を蒔いていただきます。
種子の品種
しなの1号または韃靼そば
頒布量 10アール当たり6kg
頒布時期 7月中旬
申込方法 申込書を5月17日(金)までに提出してください。申込書は産業経済課農政係(夜場2階12番窓口)またはホームページからダウンロードできます。
その他 頒布した種子を播種しなかった場合は、返却または相当額の返還となります。
●**そばの刈取補助事業**
町が委託している団体にそばの刈取りを依頼し、生産者が支払うべき刈取料金の一部を補助します。

町では、農業振興施策の一環として、耕作放棄地の解消を図るため、そば生産者を支援します。
●**そば種子無料頒布事業**
町内の農地でそばを生産する方を対象に、種子を無償で頒布します。
対象者 町内生産者
※令和3年度以降に無料頒布を受けたかたは、対象になりません。無料頒布後3年間は、自己収穫種子を蒔いていただきます。
種子の品種
しなの1号または韃靼そば
頒布量 10アール当たり6kg
頒布時期 7月中旬
申込方法 申込書を5月17日(金)までに提出してください。申込書は産業経済課農政係(夜場2階12番窓口)またはホームページからダウンロードできます。
その他 頒布した種子を播種しなかった場合は、返却または相当額の返還となります。
●**そばの刈取補助事業**
町が委託している団体にそばの刈取りを依頼し、生産者が支払うべき刈取料金の一部を補助します。

長野県からのお知らせ 野立て太陽光発電を行う事業者の皆様へ

令和6年4月以降に、長野県内に地上設置型の出力10kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根、屋上等に設置されるものを除く)を新たに設置する場合は、許可申請、届出などの手続きが必要になる場合があります。また、すでに運転中の施設や工事の施設についても、届出等が必要になる場合があります。



問い合わせ先
長野県環境部
ゼロカーボン推進室
026(235)7179
Mail: taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp
詳細については、長野県公式ホームページをご覧ください。

男女共同参画性別記載欄の見直しについて

近年、各種申請書等における性別記載欄について、廃止または様式の変更等への対応が求められています。LGBTQ+などの性別マインオリティのかたの中には、どう記載したらよいか悩んだり、男女のみから選択することへの抵抗、精神的苦痛を感じるかたもおられます。
当町においても、第1次御代田町男女共同参画計画に掲



げる「全ての町民が性別にかかわらず個人として尊重され、いきいきと活躍する御代田町の実現」を目指す取組の一環として、業務上必要な

場合を除き、性別記載欄は削除(廃止)します。
今後の対応として、4月1日施行で条例、規則および各種様式について、計36項目の見直しを行い、システム改修や在庫帳票がある場合についても、順次改正していきます。



問い合わせ先
企画財政課企画係
(32)3112

雑草イネ(赤米)対策について

昨年、町内の水田は、雑草イネが多く発生し、米の等級や収量の低下などが問題となりました。作付する水田で雑草イネを発生させないためにも万全な対策をお願いします。
雑草イネの特徴
・栽培しているイネよりも出穂が約1週間早く丈が高い。
・一部もち米のように籾の先が赤く、籾がらを取ると赤い。
・籾が落ちやすい。(ほ場に落ちて発生源になる)。

・浅水での代掻きにより発生初期のすき込み効果を狙う。
・遅植えで、代掻きまでに雑草イネをできるだけ伸ばす。
・畝間、株間の抜き取りを、出穂2週間後までに実施する。
・地表面の種子を低温により死滅させることや鳥が食べられる効果も期待できるため、収穫後に田を起さない。

今年の防除対策

・有効成分の入った除草剤を3回(初期剤、初中期剤、中期剤を7～10日間隔で)散布する。
・耕起などの機械作業は、未発生ほ場から実施する。

※雑草イネの種子は、3年程度生存しますので、複数年の防除対策に努めてください。
問い合わせ先
産業経済課農政係
(32)3113

マイナンバーカード

交付の時間外開庁終了のお知らせ

火曜日に行っていた時間外開庁は、3月をもって終了とします。

お問い合わせ先
町民課住民係
(31)0747

春の山火事 予防運動実施中

長野県は、3月1日から5月31日までで、「春の山火事予防運動実施期間」としています。

春先は、空気が乾燥し、山火事が起こりやすくなります。山火事の原因となるたき火の不始末やたばこの投げ捨ては、絶対にやめてください。また、土手焼きなどの延焼による山火事が毎年発生しています。風の強い日や空気が乾燥しているときは、野焼きや土手焼きなどをしないようお願いいたします。

また、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲で火入れをする際は、森林法第21条および御代田町火入れに関する条例の規定により、町長の許可が必要になります。火入れを開始する7日前までに、産業経済課耕地林務係へ「火入許可申請書」を提出してください。様式は町ホームページからダウンロードできます。
問い合わせ先
長野県佐久地域振興局林務課
0267(63)3153
産業経済課耕地林務係
(32)3113

4月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 固定資産税(1期分)
- 下水道使用料(4月期分)
大口3月使用分・一般2・3月使用分
- 保育料(4月分)
- 町営住宅使用料(4月分)
一般12・1月使用分(佐久水道区域)
- 上水道料金(4月期分)
大口3月使用分・一般2・3月使用分
- 農集排使用料(4月期分)
12・1月使用分
- 個別排水使用料(4月期分)
2・3月使用分

納期限
4/30 火曜日